

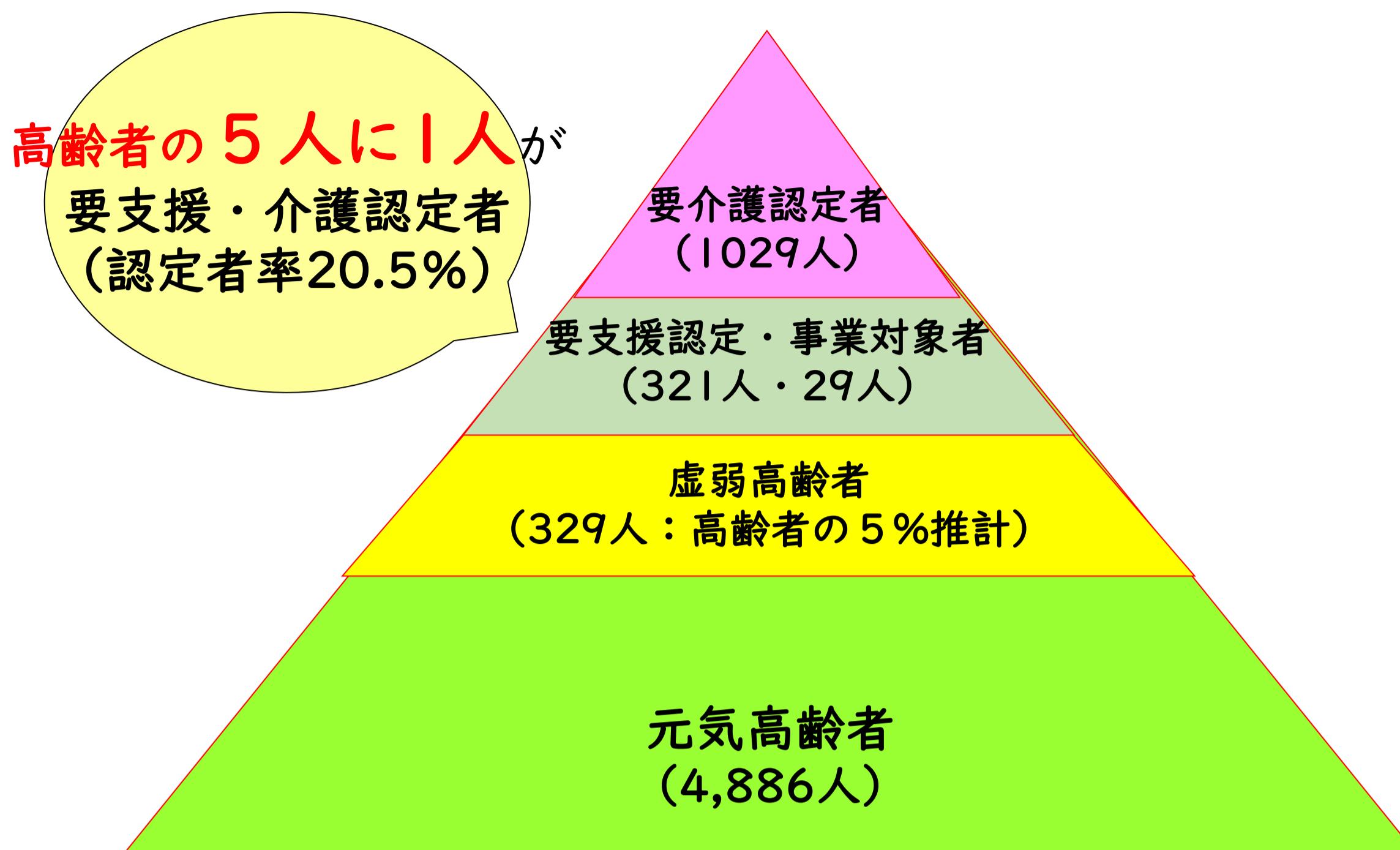
資料1 (P1-28)

資料2 (P29-31)

令和7年度
安芸市地域包括支援センター運営協議会
(地域包括ケア推進会議)

令和7年8月26日（火）開催
安芸市役所 健康介護課 地域包括支援センター

○安芸市の65歳以上高齢者の状況 (R7年3月末現在)



65歳以上高齢者数 6,594人(前年比-84人) 高齢化率 42.88% (前年比+0.47%)

○安芸市の65歳以上高齢者の各年度末推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者人口 (65歳以上)	6,847人	6,875人	6,846人	6,734人	6,678人	6,594人
認定者数	1,281人	1,298人	1,347人	1,322人	1,349人	1,350人
認定者 (要支援)	285人	258人	292人	274人	309人	321人
認定者 (要介護)	996人	1,040人	1,055人	1,048人	1,040人	1,029人
認定率 (認定者数/ 高齢者人口)	18.7%	18.9%	19.7%	19.6%	20.2%	20.5%

・認定情報は「地域包括ケア見える化システム」出典

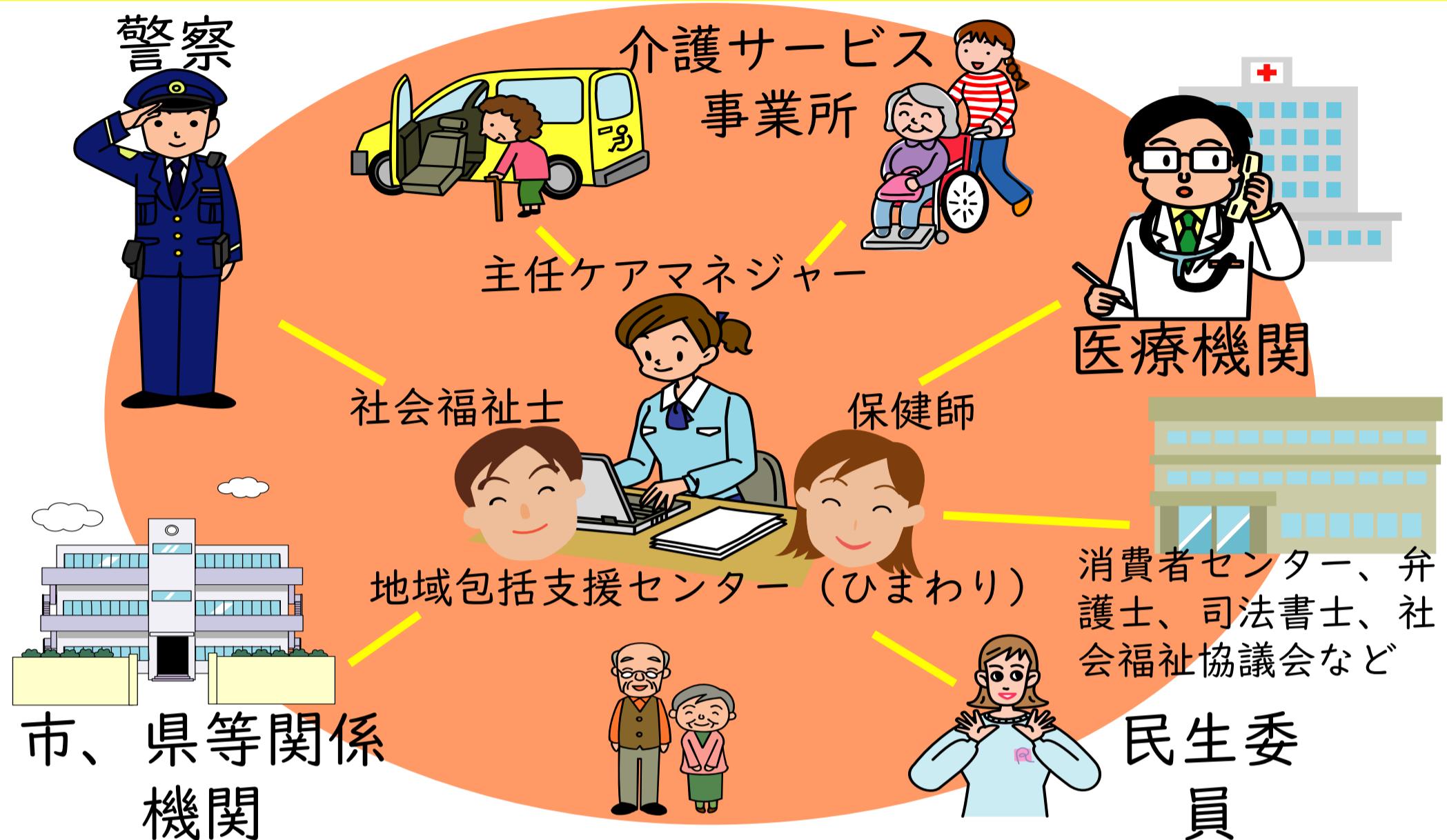
○推計値他市比較

	室戸市	土佐清水市	安芸市	須崎市	宿毛市	四万十市	香美市	土佐市	香南市	南国市	高知市
高齢化率	55.5%	53.1%	43.6%	42.9%	42.5%	39.1%	38.8%	38.2%	33.7%	33.3%	32.1%
認定率	21.6%	18.3%	20.6%	17.5%	17.1%	17.5%	20.4%	18.9%	19.5%	17.6%	20.2%

・推計値他市比較の高齢化率は令和7年、認定率(認定者/第1号被保険者数)は令和6年時点における数値
・「地域包括ケア見える化システム」出典

○安芸市地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で生活ができるよう支援するための拠点です。関係機関と連携しながら、医療、介護、福祉等に関するさまざまな支援を行っています。



○安芸市地域包括支援センターの職員体制

門田 将樹 (所長)

藤田 絵里香 (保健師、主任介護支援専門員、認知症地域支援推進員)

渡辺 友香 (保健師、認知症地域支援推進員)

小谷 太尊 (社会福祉士)

会計年度任用職員 野村、秋山、宗次、公文、今本

(介護支援専門員兼社会福祉士)

佐竹 (生活支援コーディネーター)

三宅 (事務職)

計 11 人体制 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

令和6年度安芸市地域包括支援センター主要事業実績・令和7年度主要事業計画について

項目	事業名・目的	主要事業	令和6年度事業実績	令和7年度 主な計画
総 合 相 談	総合相談支援業務 ○高齢者やそのご家族等から介護、医療、福祉など生活上のさまざまな相談に対応する	総合相談支援業務	【開所日数 247日】 相談件数 2,801件 (主な相談内容：介護保険 1,312件、介護相談 155件、福祉用具 104件、医療相談 81件、等) ※夜間・土日・祝日は地域包括支援センターの専用携帯へ転送になり、携帯は職員が1月ごとに交代で対応	●地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口であることを広報や窓口、関係機関など通じて周知
権 利 擁 護	高齢者の権利擁護 ○高齢者の虐待防止や早期発見、成年後見制度の利用支援や消費者被害などに対応する	高齢者虐待防止・虐待事例への対応	●養護者による虐待 0件 延べ相談件数 22件、安芸警察署からの虐待通報票1件。虐待としての認定は0件であったが、関係機関と連携し事実確認及び適宜必要な支援を実施 ●安芸市高齢者虐待防止ネットワーク会議開催(3月18日 11名参加) ●高齢者権利擁護・虐待対応に関する研修会に参加(延べ 13名参加)	●高齢者虐待防止・早期発見マニュアルに沿った対応 ●高齢者虐待防止・早期発見マニュアルの見直し検討 ●安芸市高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催 ●高齢者権利擁護・虐待対応に関する研修会に参加 ●虐待対応に関する研修を介護支援専門員連絡協議会と共催(7/17)
	成年後見制度の利用促進		●成年後見制度に関する相談件数 7件 ●成年後見制度の市長申立ての支援件数 7件	●成年後見制度の利用に関する相談を実施するほか、必要に応じて市長による審判請求申立ての支援を実施
包 括 的・継 続 的 ケ ア マ ネ ジ メ ン ト 支 援	○在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との	介護支援専門員の資質向上	●介護支援専門員資質向上研修 ①5月29日 適切なケアマネジメント手法と面接技術 講師：高知県介護支援専門員連絡協議会 東部ブロック長 山本千草氏 ②7月8日 日頃の業務に生かしたい研修(防災対策編) 講師：安芸市消防本部 ③9月15日 感染防止研修 講師：なかやま楽校 和田 康平氏 ④1月30日看取り研修(安芸圏域研修ケアカフェ)	●介護支援専門員資質向上研修 ① 4月24日 適切なケアマネジメント手法と面接技術 講師：高知県介護支援専門員連絡協議会東部ブロック長 山本千草氏 ② 6月16日 ヒアリングフレイル予防研修 ③ 7月17日 虐待防止・身体拘束防止研修 ④ 8月21日 食・栄養研修 ⑤ 9月 口腔ケア研修 ⑥ 11月 ケアマネジメント研修(スーパービジョン)

項目	事業名・目的	主要事業	令和6年度事業実績	令和7年度 主な計画
	連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援する		<p>⑤1月28日 看取り研修</p> <p>●ケアマネ事例検討会・研修会（年3回開催） 7月11日、10月10日、3月13日 *安芸市内の主任介護支援専門員が中心となり、事例検討会、研修会、情報交換・情報共有等を実施</p>	<p>講師：白木裕子先生（日本ケアマネジメント学会副理事長）</p> <p>⑦ 1月 看取り研修 ⑧ 2月 ハラスメント研修</p> <p>●ケアマネ事例検討会・研修会（年3回開催） 事例検討会：7月10日、10月9日、3月12日 *安芸市内の主任介護支援専門員が中心となり、事例検討会、研修会、情報交換・情報共有等を実施</p>
自立支援 介護予防	介護予防事業 ○地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して、	いきいき百歳体操支援	<p>●開催箇所数：34箇所（あつたかふれあいセンター3箇所除く）</p> <p>●34箇所にてフレイルチェック・予防講話実施 実施者 306人 (結果) 約3割の方がフレイル疑いに該当。効果的に体操が実施できるよう医療専門職より指導を実施</p> <p>●いきいき百歳かわら版作成・4月広報にて啓発</p> <p>●いきいき百歳体操連絡会を開催（年5回）</p>	<p>●新規開催箇所の増加：1箇所</p> <p>●フレイルチェック：34箇所にて体力測定・個別評価実施 R7年5月～12月実施 介護予防講座実施（運動・口腔・栄養）、感染症・熱中症予防 *専門職（理学療法士・歯科衛生士・保健師）、生活支援コーディネーター（包括・社協）、安芸市あつたかふれあいセンタースタッフ、あき元気応援マイレージボランティア等と巡回する</p> <p>●いきいき百歳体操のかわら版作成・啓発</p> <p>●あき元気フェスタにてフレイルチェック実施・体操の啓発</p> <p>●介護予防に関する広報記事、チラシの作成・啓発</p> <p>●いきいき百歳体操連絡会を開催</p> <p>●いきいき百歳体操交流会を開催（10月）</p>

項目	事業名・目的	主要事業	令和6年度事業実績	令和7年度 主な計画
	<p>健康教育・健 康相談など を通じて地 域における 自発的な介 護予防に資 する活動の 育成・支援を 実施</p> <p>○高齢者の 居場所づくり、介護予防 活動の拠点 の機能強化、 自立支援に 資する取り 組みの推進 として、元気 ～虚弱～要 介護状態に なっても、生 きがいと役 割を持って 生活できる 地域の実現</p>	<p>あったかふれあいセンター事業</p> <p>①子どもから高齢者まで障害の有無を問わず、横断的な地域福祉活動の実施</p> <p>②フォーマルサービスでは担えない「制度の隙間」的地域ニーズへの施策充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●あったかふれあいセンター本所・サテライト2か所（江川公民館(毎週月・木曜日)・下山小学校(毎週金曜日) ●開催回数：本所 247 回 ●利用者数：(集い)実人数 112 人,延人数 2,563 人 <内容> ●子どもの居場所づくり： 毎週水曜日 15:00～16:30 小学生利用者：実人数 17 人、延人数 58 人 ●SunSun カフェ（認知症カフェ）：毎月第 2 金曜日 13:00～14:30 実施 12 回開催 延人数 96 人 ●プログラムの多様化：マントトレーニングなど自主運動、いきいき百歳体操、洋裁、花・野菜づくり、多肉植物づくり、ボッチャ、モルック、卓球バレー ●交流：・下山小学校との交流（年2回） <ul style="list-style-type: none"> ・ニコスマイル（地域活動支援センター）と交流（月1回） ・まなぶる（児童発達支援センター）と交流 ●学び：健康管理、介護予防、交通安全教室、防犯教室、特殊詐欺など 21 回開催 延人数 155 人 ●つなぎ：関係機関との情報共有・連携支援 延人数 37 人 ●働く：農福連携としてなすの袋詰め 36 回実施 延人数 242 人 ●生活支援：買い物、おかずの持ち帰りなど 169 回実施 延人数 865 人 	<ul style="list-style-type: none"> ●あったかふれあいセンターケース会議・ネットワーク会議（関係機関が集まり情報共有など）毎月開催 地域の現状・課題について情報提供や対応策を検討 ●プログラムの多様化： <ul style="list-style-type: none"> ・なすの袋詰めの継続 ・創作活動の物品の販売 ・認知症カフェの開催継続 ・「家族介護者の会」の合同開催 ・子どもの居場所づくりの継続 ・買い物レク、おかずの持ち帰りなどの生活支援 ・行け男フライデー（男性の集い） ・お貯筋フライデー（理学療法士による介護予防教室） ●交流の充実： 下山・安芸第一小学校・ニコスマイル・まなぶる各地域サロン・南風など ●地域への啓発：公民館・学校・医療機関・量販店にセンター便りを活用した啓発 ●見守りネットワーク：個別訪問、関係機関へのつなぎ ●介護予防強化：利用者個々の活動評価・意欲の向上、定期的な体力測定の実施 ●あったかふれあいセンターPR動画、広報チラシを、センター便りを活用した広報啓発

項目	事業名・目的	主要事業	令和6年度事業実績	令和7年度 主な計画
			<ul style="list-style-type: none"> ●地域のボランティアによるレクリエーション活動や各種教室の実施 ●あったかふれあいセンター・ケース会議・ネットワーク会議（関係機関の情報共有、課題検討など）12回開催 ●毎週金曜日を各地域の訪問・相談日として対応しているほか、下山サテライトの支援強化を図っている ●あったかふれあいセンター及サテライトにおいて、フレイルチェックを実施（年4回） ●第3金曜日に男性の集い（行け男フライデー）を実施 平均8名程度参加 <p>新 ●第4金曜日に理学療法士による介護予防教室（お貯筋フライデー）を試行的に実施3回 毎回9名が参加</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ●あったかふれあいセンター利用者の高齢化、重度化が進み利用者が減少傾向にあり、住民ニーズに応じた集いの創設が必要 ●地域のいきいき百歳体操に加えて、リハビリや筋力の維持・向上を目的とした活動（送迎付き）ができるインフォーマル資源の拡充が求められており、お貯筋フライデーを事業化する ●免許返納世代の移動に関する課題への対応として、市が運営する元気バス等既存資源の活用が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●リフレッシュくらぶ（NPO法人俱楽部「あっきいーな」）との交流による運動機会の創出 ●生活支援コーディネーターと連携した地域におけるフレイルチェックの実施、地域資源へのつなぎ ●地域活動が休止している箇所への活動支援の実施 ●住民ニーズに応じた本所の機能充実（月曜を運動の日に設定） <p>新 ●移動に関する課題への対応として市が運営する「元気バス」の活用企画を実施</p>

項目	事業名・目的	主要事業	令和6年度事業実績	令和7年度 主な計画
		あき元気応援マイレージ事業 ※ボランティア活動や介護予防活動の参加により、活動ポイントが付与され、付与されたポイントは商品券等に交換することができる事業	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア登録者数：141人 活動延べ回数：200回（あつたかふれあいセンター、小学校、保育所、サロンでのボランティア他） ●介護予防活動登録者 504（新規登録者数 70人）（いきいき百歳体操、ふれあいサロン等） 活動延べ回数：10,943回 ●3月広報への折り込み（事業・活動紹介）や各活動場所の訪問による活動の周知 新●高知家健康パスポートによるポイント管理導入 <課題> ●新型コロナウイルスの拡大以降、ボランティアの活動者が限定期となっている 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録ボランティア目標数：新規 10人 ●新規登録ボランティア研修会の開催。研修会は登録申し込みに応じて随時開催 ●広報等を通じた活動の周知（あき元気応援マイレージボランティア機関誌発行） ●登録者と活動受入れ機関とのマッチング ●高知家健康パスポートによるポイント管理開始 新●事業検討のためのアンケート調査を実施
		地域リハビリ活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●専門職による初回アセスメント訪問 内容：介護支援専門員が新規認定者の初回訪問時にリハビリ専門職も同行し、生活機能の改善の予後予測や介護予防サービス計画の具体的な目標等にアドバイスを実施 訪問件数：51件 ●短期集中予防型サービス（通所型）への専門職の支援 開催場所：デイサービスセンター安芸、 デイサービスセンターはまちどり 委託先：森澤病院、芸西病院、訪問看護ステーションゼロ、訪問看護ステーションドリームチーム 支援回数：延べ 31回 ●介護予防出前講座（地域の自主活動団体にフレイル予防として保健師や専門職を派遣） 4か所実施（川北サロン、井ノ口公民館、伊尾木公民館、サロンはまちどり） 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護認定の結果、要支援と判定された方へのリハビリ専門職による初回アセスメント訪問 ●短期集中予防型サービス（通所型）へのリハビリ専門職の支援 開催場所：デイサービスセンター安芸 ●介護予防を目的として希望する地区のふれあいサロン、いきいき百歳体操会場、老人クラブなどへの保健師・理学療法士などの専門職の派遣を実施 ●あつたかふれあいセンター利用者のフレイル予防のための専門職訪問派遣 ●介護保険サービス事業所職員への専門職によるアドバイス 新●医療・介護従事者資質向上研修の実施（ヒアリングフレイル、栄養、口腔、運動）

項目	事業名・目的	主要事業	令和6年度事業実績	令和7年度 主な計画
医療・介護の連携推進	在宅医療・介護連携推進事業 ○高齢者は、慢性疾患や複数疾患による受療や要介護の発生率が高く、医療と介護双方のサービスを必要すること多い。医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく最期まで暮らせるよう、在宅医療と介護が連携を図れる体制を整えていく。あわせて、ケアマネジメントの資質が重要となるため、各支援機関の資質向上に取り組んでいく	在宅医療・介護連携推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅医療・介護連携推進プロジェクト会議：7月2日、11月26日、3月25日開催 ●看取り・リビングウィルの啓発 ■新自然な看取り（病院編）・リビングウィル啓発用動画作成・啓発 ■新安芸市版「看取りの心得」活用 ●安芸圏域地域包括ケア推進協議体（ケアカフェ）の開催 看取り研修 開催日：R7年1月28日 参加者数：96名 ●「高知家@ライン活用研修」 開催日：R7年1月29日 参加者数：16名 ●高知医療介護情報連携システム（高知家@ライン）活用の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・医療介護情報連携システム利用支援事業補助金交付（ICT導入機関への利用料に対する補助金の交付） (安芸市内 導入機関数：45機関 うち公的機関を除く42機関に補助) ●支えあいノートの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅医療・介護連携推進プロジェクト会議 年3回開催（6月24日、11月、2月） 【市民・関係機関への普及啓発】 ■新●看取りアニメーションVer.4作成・リビングウィル啓発 ■新●支えあいノート内容見直し・活用促進 ●安芸圏域地域包括ケア推進協議体（ケアカフェ）の開催（医療・介護関係者への研修会） ●高知医療介護情報連携システム（高知家@ライン）活用の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ICTワーキング部会開催 ・導入機関の継続利用と活用促進研修（施設・歯科診療所などの利用拡大） ・医療介護情報連携システム利用支援事業補助金交付

項目	事業名・目的	主要事業	令和6年度事業実績	令和7年度 主な計画
認 知 症 施 策 の 推進	認知症対策 推進事業 ○認知症の 人が住み慣 れた安芸市 で安心して 暮らし続け るために、認 知症の症状 の変化に応 じて必要な 医療・介護及 び生活支援 が連携した ネットワー クを形成し、 認知症の人 に効果的な 支援が行わ れる体制を 構築すると ともに、認知 症ケアの向 上を図るた めの取り組 みを推進す る	認知症の方 や家族に対 する支援	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症カフェ：オレンジカフェ花時計（コロナ感染 症のため開催中止） ・うちらのオレンジカフェ “青空” 入所者家族向け（1回）地域向け（1回）実施 ・SunSun カフェ（あったかふれあいセンター） 毎月第2火曜日 13:00～14:30 12回開催 ＊当事者のカフェの運営やおやつ作りを実施 ニコスマイルや地域のボランティアなどもカフェの 運営に参加 ●認知症家族介護者教室の開催 4回開催 開催：12月10日、1月14日、2月11日、3月11日 場所：あったかふれあいセンター（SunSun カフェ 同時開催） 新●高齢者見守りネットワーク情報の情報発信体制の 構築（協力員への情報発信を開始） 	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症カフェの継続・活動再開 ・オレンジカフェ花時計の状況を見ながら再開へ向けて 調整 ・SunSun カフェの地域への周知と認知症疾患センター などと連携をした相談機能の充実 ●認知症家族介護者教室の開催 開催時期：10月から開催（認知症カフェ：SunSun カフェの開催に合わせて実施する） ●高齢者見守りネットワーク啓発、情報発信、体制強化
	地域への理 解啓発		<ul style="list-style-type: none"> ●認知症サポーター養成講座（キャラバンメイト協働） 認知症高齢者を地域で見守りできるよう認知症に關 する正しい知識の普及と対応の仕方を講義 養成者数：54名 高知県立安芸高等学校、地域のサロン参加者等 ●安芸市認知症ガイドブック及び概要版の配布 ●地域まるごと認知症ケア研修会 <認知症の人を手助けてできる講座> 開催：2月19日 講師：介護老人保健施設もえぎ野 高橋克佳氏 ＊介護保険事業所・民生委員・地域住民参加（36人） 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域まるごと認知症ケア研修会の開催 ＊医療関係者・介護保険事業所・民生委員・地域住民 が参加しての講演会実施 ●認知症サポーター養成講座（キャラバンメイト協働） 高知県立安芸高等学校、あき元気応援マイレージ研修、 老人クラブなど事業所向けにも講座を開催 ●認知症サポーター（高校生）と協働で認知症サポーター 養成講座を開催 ●安芸市認知症ガイドブック及び概要版配布・啓発

項目	事業名・目的	主要事業	令和6年度事業実績	令和7年度 主な計画
	医療・介護従事者資質向上推進	<p>●認知症ケア事業所相談会 開催：2月19日 講師：介護老人保健施設もえぎ野 高橋克佳氏 参加事業所：1事業所（小規模多機能型 居宅介護支援事業所南風）2事例</p> <p>●グループホーム事例検討会 講師：介護老人保健施設もえぎ野 高橋克佳氏 (安芸市内のグループホームが集まり、事例を通じて検討) 市内3事業所（グループホーム）職員参加</p>	<p>●認知症ケア事業所相談会： 年2回開催 講師：介護老人保健施設もえぎ野 高橋克佳氏</p> <p>●グループホーム事例検討会 講師：介護老人保健施設もえぎ野 高橋克佳氏 (安芸市内のグループホームが集まり、事例を通じて検討する)</p>	
	認知症初期集中支援事業	<p>●認知症初期集中支援チーム 認知症の初期にある方やサービス等の導入が困難な事例に対し、専門職がチームで短期間(6ヶ月程度)集中的に関わり、必要な医療や介護サービスへ繋げる支援を実施 (あき総合病院と地域包括支援センター合同チーム) チーム員：あき総合病院精神科医師1名、看護師2名、精神保健福祉士2名、地域包括支援センター3名 あき総合病院：毎月第3木曜日 17時30分～18時30分 会議回数：12回、検討件数：実4件、延べ21件</p> <p>●認知症初期集中支援検討委員会の開催 3月25日 18時30分～20時30分 認知症初期集中支援チーム活動、安芸市認知症事業報告 脳の健康度チェック・からだと脳のコンディショニング講座・高齢者見守りネットワークの報告、意見交換</p>	<p>●認知症初期集中支援チーム 毎月第3木曜日にあき総合病院で開催 介護支援専門員にも周知し、必要な事例に対応</p> <p>●認知症初期集中支援事業検討委員会の開催 医療・介護の専門職、民生委員などを含む委員会を組織し、認知症施策について協議（2月開催） 認知症初期集中支援チーム活動報告、認知症ケアパス更新・啓発など</p>	

項目	事業名・目的	主要事業	令和6年度事業実績	令和7年度 主な計画
	認知症予防事業	<p>●脳の健康度チェック開催(エーザイ株式会社と共に) 開催日：特定健診実施日（全日程）12回 開催場所：健康ふれあいセンター「元気館」 対象者：特定健診など受診者</p> <p><その他> 元気フェスタで実施（10月実施） 社会保険の特定健診受診者に実施（7月に2回実施） 実施者：総計410人</p>	<p>●脳の健康度チェック開催（エーザイ株式会社と共に） 開催場所：健康ふれあいセンター「元気館」 対象者：40～74歳の特定健診受診者 ※上記のほか「あき元気フェスタ」や「事業所健診で脳の健康度チェックを実施</p> <p>●コンディショニング講座開催（市民館事業へ移行） 開催：5月～3月（毎月2回実施） 場所：市民館 内容：生活習慣病予防（運動）</p> <p>●からだと脳のコンディショニング講座 場所：女性の家 内容：生活習慣病予防（栄養・睡眠）</p> <p>新●難聴高齢者の早期発見・早期介入に向けた体制整備の構築 ・聞こえのチェック実施（聞こえにくい状態にある人の早期発見） ・加齢難聴に伴う補聴器購入補助 ・住民、医療介護支援従事者向けヒアリングフレイル予防研修</p>	
生活支援の基盤整備	生活支援・介護予防体制整備事業	<p>●生活支援コーディネーターを社会福祉協議会、地域包括支援センターに1名ずつ配置</p> <p>●コーディネーター連絡会を年12回開催</p> <p>●第1層生活協議体委員会を年12回開催 (協議体メンバー：安芸市あつたかふれあいセンター、安芸福祉保健所、福祉事務所障害ふくし係、社会福祉協議会、地域包括支援センター)</p>	<p>●生活支援コーディネーターを社会福祉協議会、地域包括支援センターに1名ずつ配置</p> <p>●コーディネーター連絡会を年12回開催</p> <p>●第1層生活協議体委員会を年12回開催 (協議体メンバー：安芸市あつたかふれあいセンター、安芸福祉保健所、福祉事務所障害ふくし係、社会福祉協議会、地域包括支援センター)</p>	

項目	事業名・目的	主要事業	令和6年度事業実績	令和7年度 主な計画
			<ul style="list-style-type: none"> ●第2層協議体（地区社協）や座談会などに参加（24回）し、地域の現状・課題を聞きとり、解決に向けて検討 ●地域からの相談、個別ケースの対応 相談対応件数：延べ95件 ●安芸市資源マップの改訂 ●お宝探検隊の発行を年6回 ●山間部訪問（畠山地区） ●地区座談会を活用したアウトリーチにより個別ケースや地域課題の把握 ●いきいき百歳体操会場34箇所・サロン4地区でのフレイルチェックを通して、地域の集いや介護予防活動への参加、通所C事業の利用の啓発 ●いきいき百歳体操新規開催地区の沢ノ平地区の活動支援、活動開始に向けた日ノ出地区への支援（令和7年度開始） <p>新（再掲） ●あつたかふれあいセンター事業と連携し、センターで第4金曜日に理学療法士による介護予防教室（お貯筋フライデー）を試行的に実施3回 毎回9名参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●第2層協議体（地区社協）や座談会などに参加し、地域の現状・課題を聞きとり、解決に向けて検討 ●個別ケースの対応・つなぎ、通所C事業修了者のフォロー（あつたかふれあいセンターとの連携） ●安芸市資源マップの改訂 ●お宝探検隊の発行 ●山間部訪問 ●地区座談会を活用したアウトリーチにより個別ケースや地域課題の把握 ●いきいき百歳体操会場・サロンでのフレイルチェックを通して、地域の集いや介護予防活動への参加、通所C事業の利用の啓発 <p>新（再掲） ●あつたかふれあいセンター事業と連携し、移動に関する課題への対応として市が運営する「元気バス」の活用企画を実施</p>

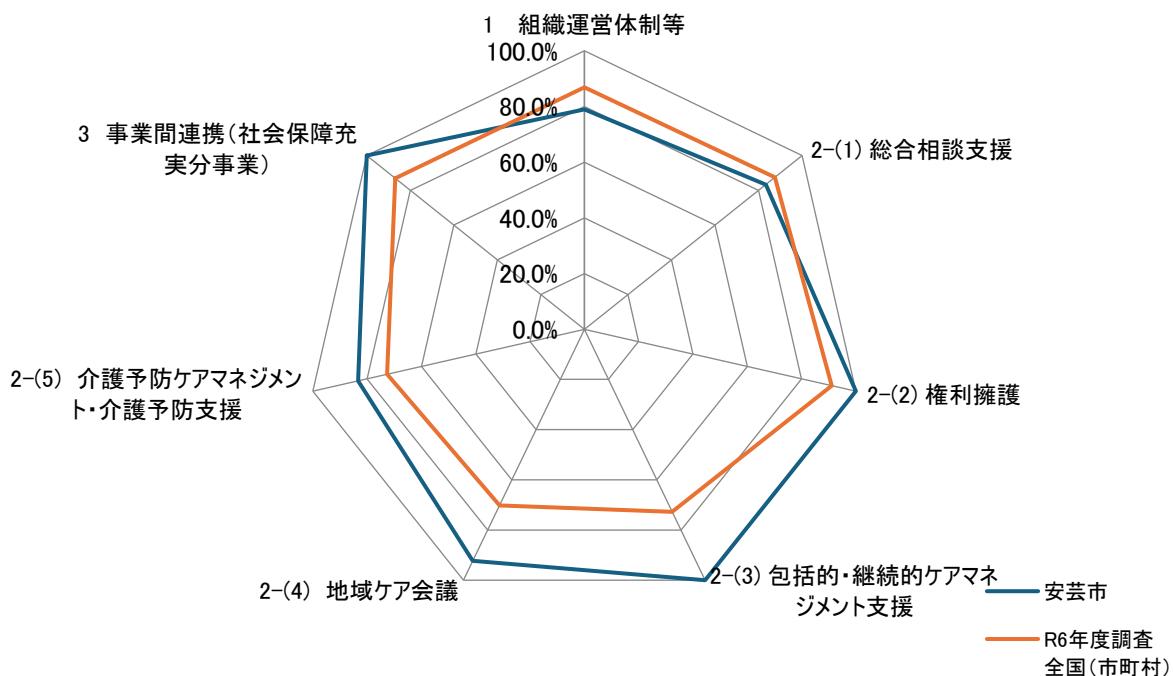
項目	事業名・目的	主要事業	令和6年度事業実績	令和7年度 主な計画
地域ケア会議	地域ケア会議の運営実施 ○地域包括ケアシステム実現のための効果的な手段として、個別事例の検討を通じ多職種連携によるケアマネジメント支援を行うとともに地域のネットワーク構築に繋げる	個別事例検討の地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> ●自立支援型地域ケア会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険係が給付の状況等により地域ケア会議で検討が必要と判断した要介護のケースや困難事例等の検討を実施 アドバイザー：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、主任介護支援専門員 開催回数：3回 検討事例：5件 <ul style="list-style-type: none"> ●短期集中予防型サービス（通所型）利用者の地域ケア会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・多職種による目標確認や目標達成のための専門職の支援、卒業後の社会参加等の検討を実施 参加者：理学療法士、作業療法士、通所サービス事業所、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、介護保険係、地域包括支援センター 開催回数：6回 検討事例：13件 	<ul style="list-style-type: none"> ●自立支援型地域ケア会議実施（年4回） <ul style="list-style-type: none"> ①8月 ②10月 ③11月 ④2月 開催 地域課題の検討を行う地域ケア会議（1回）開催 <ul style="list-style-type: none"> ●短期集中予防型サービス（通所型）利用者の地域ケア会議の継続実施
要配慮者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援名簿を活用した個別計画の作成及び避難訓練を実施する ・福祉避難所の要配慮者の受け入れ体制の確立 ・地域防災力の構築と地域の防災活動や防災意識の高揚を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所開設・運営体制整備 福祉ゾーンの災害時対策 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者名簿の更新、個別計画の策定（20件新規策定） ●福祉避難所開設・運営企画会議3回開催 ●指定施設での福祉避難所開設・運営訓練を実施 <ul style="list-style-type: none"> 実施施設：キセキレイの里、つつじの丘、ケアハウス安芸 ※八流荘、ステージ桜ヶ丘については施設職員への机上訓練を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者名簿の更新、個別支援計画の策定の推進 ●福祉避難所開設・運営企画会議2回開催 ●福祉避難所開設・運営訓練 <ul style="list-style-type: none"> 指定施設5カ所で実施（9月～12月） ●福祉避難所開設運営マニュアル・アクションカードの見直し検討 ●介護支援専門員との要配慮者支援体制整備の推進（災害ケアマネジメントについて）

令和6年度安芸市地域包括支援センターの事業評価について

1. 地域包括支援センターの事業評価とは

市町村は、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、定期的に評価を行い、必要な措置を講じることが、介護保険法第115条の46により定められています。このため、国が定めた全国統一の評価指標に基づき、体制や業務の実施状況等を適切に把握し、必要に応じた対応を行ってまいります。

2. 安芸市地域包括支援センターの取組状況（令和6年度調査）



1. 安芸市地域包括支援センターの特徴

センターは、市の直営による公正・中立な立場で、介護・福祉・医療の連携を図りながら、高齢者の自立支援と生活の質の向上に取り組む機関です。認知症支援や在宅医療連携、権利擁護、介護予防の推進など、地域課題に即した柔軟な支援を多職種協働で展開し、地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

2. 現状で取組が進んでいない業務とその要因

センターの業務について、組織運営体制等と総合相談支援が全国平均値を少し下回っている状況です。

組織運営体制等については、市町村とセンター間の連携にあたり、事業計画策定のための協議や定期的な連絡会の未実施、相談者のプライバシーを確保するための環境整備に関する指針の未策定などが要因となっています。一方、総合相談支援については、相談事例の終結条件を定めていないことが要因となっています。

3. 今後の取組

センターは市の直営で運営されていることから、市町村（介護保険係）とセンター間の連携が限定的となっています。そのため、事業計画策定時の協議や定期的な連絡会を実施し、連携体制の強化を図ります。あわせて、相談者のプライバシーを確保するための環境整備に関する指針の策定や、相談支援の終結基準を明文化に取り組み、相談支援体制の充実を図ります（R7.4月 指針及び終結基準の策定済）。

令和6年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

I. 事業対象者及び要支援認定者数の推移

		令和6年									令和7年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
I 号 被 保 險 者	事業対象者数	39	38	38	35	36	36	35	34	32	31	31	29
	要支援認定者数	313	318	314	322	326	323	326	327	337	336	324	318
	内 訳	要支援1	185	193	190	197	196	194	194	193	193	189	181
		要支援2	128	125	124	125	130	129	132	134	144	147	143
		小計	352	356	352	357	362	359	361	361	369	367	355
保 2 險 号 者 被 訳	要支援認定者数	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	内 訳	要支援1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		要支援2	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	総計	354	358	355	360	365	362	364	364	372	370	358	350

*事業対象者とは、要支援者に相当する状態の者で、認定を受けず簡便に介護予防・生活支援サービス事業につなぐための「基本チェックリスト」に該当した者をいう。

2. 介護予防支援におけるケアプラン件数

		令和6年									令和7年			延件数
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
総数		167	170	172	173	167	171	176	177	180	176	176	176	2,081
直営件数	新規	4	11	6	4	3	4	7	7	4	0	7	9	66
	継続	125	124	130	133	129	129	129	129	134	134	129	129	1,554
委託件数	新規	3	0	2	1	2	3	2	2	1	1	0	1	18
	継続	35	35	34	35	33	35	38	39	41	41	40	37	443

*過誤調整含む

3. 介護予防ケアマネジメントにおけるケアプラン件数

		令和6年									令和7年			延件数
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
総数		43	42	45	44	40	41	42	40	43	43	40	37	500
直営件数	新規	3	1	4	3	0	3	3	4	3	3	0	0	27
	継続	35	35	35	36	35	33	34	31	34	32	34	32	406
委託件数	新規	0	1	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	5
	継続	5	5	6	5	5	5	5	4	5	6	6	5	62

*事業対象者（認定を受けず基本チェックリストを実施し該当した方）又は、要支援認定者のうち、訪問型サービス（ホームヘルプ）と通所型サービス（デイサービス）を利用する方に対して介護予防ケアマネジメントによるケアプランを作成している。

4. 委託先の指定居宅介護支援事業所一覧

R7.4.1時点

		事業所名	介護支援専門員数	令和6年度年間委託件数
市外	1	有限会社 西田順天堂東部店 (西田順天堂居宅介護支援事業所東部)	2	123
	2	居宅介護支援事業所 E A S T マリン	2	44
	3	株式会社 m a n o A m a m o (東部ケアプランセンター花)	5	103
	4	社会福祉法人ふるさと自然村 (居宅介護支援事業所てくてく)	1	21
	5	医療法人 瑞風会 (居宅介護支援事業所もりさわ)	1	48
	6	株式会社 A Y S (居宅介護支援事業所 優)	1	30
	7	医療法人 尚腎会 (居宅介護支援事業所ケアサポートあき)	5	56
	8	合同会社さんか (居宅介護支援事業所とも)	5	56
委託件数合計				528

※社会福祉法人内原野会 (居宅介護支援事業所うちらの) は委託件数0件。

令和6年度 安芸市一般会計歳入決算額

【歳入】

(単位:円)

款	項	目	節		備考
			区分	金額	
1 市税	1 市民税	1 個人	1 現年課税分	6,680,131	重層的支援体制整備事業分
14 国庫支出金	2 国庫補助金	2 民生費国庫補助金	1 社会福祉費補助金	13,661,000	重層的支援体制整備事業交付金分
15 県支出金	2 県補助金	2 民生費県補助金	1 社会福祉費補助金	6,688,000	重層的支援体制整備事業交付金分
18 繰入金	2 特別会計繰入金	1 介護保険事業特別会計繰入金	1 介護保険事業特別会計繰入金	9,501,459	重層的支援体制整備事業交付金分
合計				36,530,590	

令和6年度 安芸市介護保険事業特別会計歳入決算額

【歳入】

(単位:円)

款	項	目	節		備考
			区分	金額	
1 保険料	1 介護保険料	1 第1号被保険者保険料	1 現年度分特別徴収保険料	4,761,072	
4 国庫支出金	2 国庫補助金	2 地域支援事業交付金(介護予防事業)	1 現年度分	9,154,624	
		3 地域支援事業交付金(包括的支援事業)	1 現年度分	7,500,457	
		4 保険者機能強化推進交付金	1 保険者機能強化推進交付金	1,879,000	
		5 保険者努力支援交付金	1 保険者努力支援交付金	3,666,000	
5 支払基金交付金	1 支払基金交付金	2 地域支援事業支援交付金	1 現年度分	8,426,193	
6 県支出金	2 県補助金	1 地域支援事業交付金(介護予防事業)	1 現年度分	3,901,015	
		2 地域支援事業交付金(包括的支援事業)	1 現年度分	3,750,228	
8 繰入金	1 一般会計繰入金	2 地域支援事業繰入金(介護予防事業)	1 現年度分	3,901,016	
		3 地域支援事業繰入金(包括的支援事業)	1 現年度分	3,750,229	
		4 その他一般会計繰入金	1 事務費繰入金	8,013	
10 諸収入	3 雜入	3 介護予防サービス計画費収入	1 新予防給付費(計画)収入	9,528,020	
		4 雜入	1 雜入	21,980	介護予防ケアマネジメント費分
合計				60,247,847	

令和6年度 安芸市一般会計歳出決算額

【歳出】

(単位:円)

款	項	目・細目	節		備考
			区分	金額	
3 民生費	1 社会福祉費	5 老人福祉費 4 重層的支援体制整備事業 (生活支援体制整備事業)	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 12 委託料	2,094,864 780,996 429,484 4,920,000	地域包括支援センター 対応事業
3 民生費	1 社会福祉費	5 老人福祉費 5 重層的支援体制整備事業 (地域介護予防活動支援事業・ふれあい)	7 報償費 10 需用費 11 役務費 12 委託料	10,000 211,395 51,016 3,011,090	
3 民生費	1 社会福祉費	5 老人福祉費 6 重層的支援体制整備事業 (地域介護予防活動支援事業・介護保険)	11 役務費 12 委託料 18 負担金補助及び交付金	3,806 1,021,082 262,040	地域包括支援センター 対応事業
3 民生費	1 社会福祉費	5 老人福祉費 7 重層的支援体制整備事業 (地域包括支援センター運営)	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 7 報償費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借料 17 備品購入費	4,989,290 7,146,000 5,877,273 3,241,334 132,000 36,900 255,297 124,919 539,000 261,254 1,131,550	地域包括支援センター 対応事業
重層的支援体制整備事業 合計				36,530,590	

令和6年度 安芸市介護保険事業特別会計歳出決算額

【歳出】

(単位:円)

款	項	目・細目	節		備考
			区分	金額	
1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費 3 一般管理(新予防給付費計画)	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借料	4,407,111 1,497,785 946,545 114,300 173,105 62,567 2,169,620 165,000	地域包括支援センター 対応事業
4 地域支援事業費	1 包括的支援事業・任意事業	1 介護給付等費用適正化事業 5,137,303	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 11 役務費 12 委託料	2,222,772 780,996 444,535 24,000 125,000 1,540,000	
		2 家族介護継続支援事業 2,202,921	7 報償費 11 役務費 19 扶助費	14,400 53,650 2,134,871	地域包括支援センター 対応事業(一部)
		3 任意事業 3,123,240	11 役務費 19 扶助費	60,000 3,063,240	成年後見制度利用支援 事業分
		4 認知症総合支援事業 3,929,771	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 7 報償費 8 旅費 10 需用費 11 役務費	2,043,600 826,125 598,193 386,000 51,100 24,439 314	地域包括支援センター 対応事業
		5 地域ケア会議推進事業 67,778	7 報償費 11 役務費	67,500 278	地域包括支援センター 対応事業
		6 在宅医療・介護連携推進事業 5,020,697	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 7 報償費 10 需用費 11 役務費 12 委託料	2,176,800 923,779 676,818 189,000 552,442 6,858 495,000	地域包括支援センター 対応事業
	2 介護予防・生活支援サービス事業	1 介護予防・生活支援サービス事業 22,423,159	12 委託料 18 負担金補助及び交付金	549,270 21,873,889	
		2 介護予防ケアマネジメント事業 6,816,135	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借料	3,570,714 1,520,041 862,234 102,000 91,216 61,310 497,740 110,880	地域包括支援センター 対応事業
		3 一般介護予防事業 1,883,620	7 報償費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借料	302,879 2,300 469,331 25,660 1,013,050 70,400	地域包括支援センター 対応事業(一部)
	3 その他諸費	1 審査支払手数料 107,190	11 役務費	107,190	
地域支援事業費 合計				60,247,847	

令和7年度 安芸市一般会計歳入予算額

【歳入】

(単位:円)

款	項	目	節		備考
			区分	金額	
1 市税	1 市民税	1 個人	1 現年課税分	8,110,000	重層的支援体制整備事業分
14 国庫支出金	2 国庫補助金	2 民生費国庫補助金	1 社会福祉費補助金	16,215,000	重層的支援体制整備事業交付金分
15 県支出金	2 県補助金	2 民生費県補助金	1 社会福祉費補助金	8,107,000	重層的支援体制整備事業交付金分
18 繰入金	2 特別会計繰入金	1 介護保険事業特別会計繰入金	1 介護保険事業特別会計繰入金	12,379,000	重層的支援体制整備事業交付金分
合計				44,811,000	

令和7年度 安芸市介護保険事業特別会計歳入予算額

【歳入】

(単位:円)

款	項	目	節		備考
			区分	金額	
1 保険料	1 介護保険料	1 第1号被保険者保険料	1 現年度分特別徴収保険料	11,146,000	
4 国庫支出金	2 国庫補助金	2 地域支援事業交付金(介護予防事業)	1 現年度分	10,823,000	
		3 地域支援事業交付金(包括的支援事業)	1 現年度分	8,165,000	
		4 保険者機能強化推進交付金	1 保険者機能強化推進交付金	1,879,000	
		5 保険者努力支援交付金	1 保険者努力支援交付金	4,223,000	
5 支払基金交付金	1 支払基金交付金	2 地域支援事業支援交付金	1 現年度分	11,688,000	
6 県支出金	2 県補助金	1 地域支援事業交付金(介護予防事業)	1 現年度分	5,415,000	
		2 地域支援事業交付金(包括的支援事業)	1 現年度分	4,082,000	
8 繰入金	1 一般会計繰入金	2 地域支援事業繰入金(介護予防事業)	1 現年度分	5,415,000	
		3 地域支援事業繰入金(包括的支援事業)	1 現年度分	4,082,000	
10 諸収入	3 雜入	3 介護予防サービス計画費収入	1 新予防給付費(計画)収入	10,990,000	
合計				77,908,000	

令和7年度 安芸市一般会計歳出予算額

【歳出】

(単位:円)

款	項	目・細目	節		備考
			区分	金額	
3 民生費	1 社会福祉費	5 老人福祉費 4 重層的支援体制整備事業 (生活支援体制整備事業)	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 12 委託料 18 負担金補助及び交付金	2,122,000 795,000 480,000 5,076,000 1,000	地域包括支援センター 対応事業
3 民生費	1 社会福祉費	5 老人福祉費 5 重層的支援体制整備事業 (地域介護予防活動支援事業・ふれあい)	7 報酬 10 需用費 11 役務費 12 委託料	80,000 320,000 55,000 5,632,000	
3 民生費	1 社会福祉費	5 老人福祉費 6 重層的支援体制整備事業 (地域介護予防活動支援事業・介護保険)	11 役務費 12 委託料 18 負担金補助及び交付金	6,000 1,181,000 400,000	地域包括支援センター 対応事業
3 民生費	1 社会福祉費	5 老人福祉費 7 重層的支援体制整備事業 (地域包括支援センター運営)	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 7 報償費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借料 17 備品購入費	6,573,000 7,331,000 7,650,000 3,975,000 205,000 175,000 464,000 187,000 539,000 197,000 1,367,000	地域包括支援センター 対応事業
重層的支援体制整備事業 合計				44,811,000	

令和7年度 安芸市介護保険事業特別会計歳出予算額

【歳出】

(単位:円)

款	項	目・細目	節		備考
			区分	金額	
1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費 3 一般管理(新予防給付費計画)	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借料 26 公課費	5,558,000 2,048,000 1,243,000 179,000 285,000 93,000 1,393,000 186,000 5,000	地域包括支援センター 対応事業
4 地域支援事業費	1 包括的支援事業・任意事業	1 介護給付等費用適正化事業	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 11 役務費 12 委託料	2,618,000 880,000 534,000 24,000 200,000 1,540,000	
		2 家族介護継続支援事業	7 報償費 10 需用費 11 役務費 19 扶助費	34,000 20,000 66,000 3,550,000	地域包括支援センター 対応事業(一部)
		3 任意事業	11 役務費 12 委託料 19 扶助費	655,000 10,000 4,318,000	成年後見制度利用支援 事業分
		4 認知症総合支援事業	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 7 報償費 8 旅費 10 需用費 11 役務費	2,154,000 827,000 636,000 500,000 71,000 148,000 10,000	地域包括支援センター 対応事業
		5 地域ケア会議推進事業	7 報償費 10 需用費 11 役務費	122,000 20,000 21,000	地域包括支援センター 対応事業
		6 在宅医療・介護連携推進事業	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 7 報償費 10 需用費 11 役務費	2,301,000 886,000 712,000 293,000 248,000 230,000	地域包括支援センター 対応事業
2 介護予防・生活支援サービス事業	1 介護予防・生活支援サービス事業	12 委託料 18 負担金補助及び交付金		1,125,000 25,220,000	
	2 介護予防ケアマネジメント事業	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借料 18 負担金補助及び交付金		4,561,000 1,192,000 944,000 154,000 185,000 92,000 927,000 115,000 50,000	地域包括支援センター 対応事業
	3 一般介護予防事業	7 報償費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借料		644,000 6,000 489,000 55,000 7,373,000 8,000	地域包括支援センター 対応事業(一部)
3 その他諸費	1 審査支払手数料	11 役務費		150,000	
地域支援事業費 合計				77,908,000	

安芸市地域包括支援センター運営指針

安芸市
(令和 7 年 4 月)

目 次

- I 方針策定の趣旨
- II 地域包括支援センター等の意義・目的
- III 運営上の基本的考え方や理念
 - 1 公益性の視点
 - 2 地域性の視点
 - 3 協働性の視点
- IV 業務推進の指針
 - 1 事業計画の策定
 - 2 設置場所
 - 3 職員の姿勢
 - 4 地域との連携
 - 5 個人情報及びプライバシーの保護
 - 6 広報活動
 - 7 地域包括ケアシステムの構築
 - 8 事業評価
- V 具体的な業務
 - 1 包括的支援事業
 - (1) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）
 - (2) 総合相談支援業務
 - ①実態把握
 - ②総合相談業務
 - ③地域における認知症の人と家族への支援
 - (3) 権利擁護業務
 - ①成年後見制度の活用
 - ②高齢者虐待への対応
 - ③困難事例への対応
 - ④消費者被害の防止
 - ⑤研修等の開催
 - (4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務
 - ①包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築
 - ②介護支援専門員に対する支援・指導
 - ③地域ケア会議の開催
 - (5) 生活支援体制整備
 - (6) 認知症施策の推進
 - (7) 在宅医療・介護連携の推進
 - 2 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
 - 3 指定介護予防支援事業
 - 4 介護予防事業

I 方針策定の趣旨

この「安芸市地域包括支援センター運営指針」は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定します。

II 地域包括支援センターの意義・目的

センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置しています。（介護保険法第115条の46）

センターの設置責任主体は安芸市であることから、安芸市は、センターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営についても適切に行います。

安芸市が設置する地域包括支援センター運営協議会は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関としての役割を發揮することにより、適切、公正かつ中立なセンターの運営を確保します。

III 運営上の基本的考え方や理念

1 公益性の視点

センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、不当に特定の事業所等に偏らない適切な事業運営を行います。

2 地域性の視点

センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、安芸市の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

地域包括支援センター運営協議会等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

3 協働性の視点

センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種は、職員相互に情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動します。

IV 業務推進の指針

1 事業計画の策定

センターは、安芸市の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域での特色ある創意工夫した事業運営に努めます。

〔令和7年度の重点目標〕

- ① 認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けていくため、早期対応に向けた認知症初期集中支援チームの設置や認知症の人や家族に対する支援、地域における理解啓発、認知症に関する正しい知識の普及、見守りネットワークの構築を図るほか、脳の健康度チェックの実施の拡大を図り、認知症予防や健康増進の充実を図ります。
- ② 医療と介護を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしく最期まで生活できるように医療・介護に関する啓発やACP・看取りに関する啓発、インテーク時の対応基準の作成、支えあいノートの改定、ICTの活用などの取組の推進を図ります。
- ③ 地域住民の健康寿命の延伸および生活をより豊かにすることを目的として地域におけるロコモ・フレイル予防を推進するため、いきいき百歳体操やふれあいサロン、あったかふれあいセンター実施箇所等において、専門職の介入によるフレイルチェックを実施し、高齢者自身の身体・精神的な健康状態の把握や必要な介護予防（身体・口腔・栄養・認知など）への支援を行います。また、いきいき百歳体操やふれあいサロン等への参加支援（あき元気応援マイレージの拡充）し、住民主体の介護予防の場への参加の推進を図ります。

さらに、難聴高齢者への対応（ヒアリングフレイル予防）として、市民や専門職への啓発などの取組の推進を図ります。

2 設置場所

地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者がアクセスしやすい場所（安芸市役所内）に事務所を設置しています。

3 職員の姿勢

センターの業務は、地域に暮らす高齢者が住みなれた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者の最善の利益を図るために自己研鑽に努め、業務を遂行します。

4 地域との連携

地域包括支援センター運営協議会等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させ

るとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向け積極的に取り組みます。

5 個人情報及びプライバシーの保護

センターが有する高齢者等の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び関連規定に基づき、情報管理を徹底し、業務に関係のない目的での使用や不特定多数の者に漏れることのないように、守秘義務を厳守し、個人情報の保護に留意します。また、利用者のプライバシー保護に配慮するため、相談対応時には周囲に相談内容が漏れない環境を確保するなど、利用者が安心して相談できる体制を整えます。

6 広報活動

センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットや広報紙等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報します。

7 地域包括ケアシステムの構築

既存の事業に加え、新しい介護予防・日常生活支援総合事業や在宅医療・介護連携、認知症施策の推進、生活支援体制整備を始めとした事業体制を確立することを念頭に、介護・医療・福祉の連携による高齢者支援の仕組みづくりを進め、地域包括ケアシステムの構築を図っていきます。

8 事業評価

センターが地域において必要とされる機能を発揮するために、評価指標等に基づいた自己評価を実施し、人員体制及び業務の実施状況を把握・評価します。また、評価の結果を踏まえて、事業の質の向上及びセンターの機能強化のための必要な改善を図ります。

V 具体的な業務

1 包括的支援事業

(1) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

総合事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるように努めます。また、本人ができるることはできる限り、本人が行うことを基本としつつ、利用者のできることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と生活の質の向上を高めることを目指します。

(2) 総合相談支援業務

①実態把握

様々な手段により、地域の高齢者的心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見

し、早期対応できるように取り組みます。

②総合相談業務

地域において安心できる拠点として役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的かつ迅速に相談できる体制をつくります。介護保険サービス以外にも様々な社会資源を把握し、相談者の適切な支援につながるようにします。また、

③地域における認知症の人と家族への支援

介護家族の負担軽減と安心して生活できる地域づくりとして、認知症サポーター養成講座を実施します。

成人だけでなく、早い段階から高齢者や認知症についての理解を深めてもらうため、若い世代への啓発活動等にも取り組んで行きます。

(3) 権利擁護業務

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない又は適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から支援を行います。

①成年後見制度の活用

認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービス利用や、金銭的管理、法律的行為などの支援のため、成年後見制度の活用を図ります。

②高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」及び市のマニュアルに基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、介護保険係と連携を図りながら、適切な対応をします。

また、判断能力が低下した高齢者を、虐待等から保護するため、老人福祉法上の老人福祉施設への措置が必要な場合は、介護保険係との連携を図って支援します。

③困難事例への対応

困難事例を把握した場合は、実態把握のうえセンターの各専門職が連携して対応策を検討します。

④消費者被害の防止

地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐように支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介します。

⑤研修等の開催

介護サービス事業所・施設の職員等を対象として、援助技術・対応の向上を目的に権利擁護についての研修を実施します。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

①包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。

また、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるように、地域の連携・協力体制を整備します。

②介護支援専門員に対する支援・指導及びサービス事業所への研修

ア 日常的個別指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行います。

イ 事例検討会・研修会の実施

介護支援専門員及び介護職員等の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施します。

ウ 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。

エ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるように、介護支援専門員のネットワークを活用します。

③地域ケア会議の開催

個別ケース会議を開催し、高齢者の自立支援やケアマネジャー・介護事業所の資質向上等につながるように、ケアマネジャー、介護事業所に対する指導・助言を行います。また、個別ケース会議を通じて、見えてくる地域課題等を関係機関と協議します。

(5) 生活支援体制整備

高齢者への生活支援サービスの体制整備に向けて、協議体（あつたかネットワーク会議や地区座談会）への参加や生活支援コーディネーターとの協力・連携に努めます。

(6) 認知症施策の推進

認知症対策としては、早期診断・早期対応が重要であるため、認知症の初期段階で、認知症の方やその家族に対して適切な支援を行うため、認知症初期集中支援チームのチーム員として、また、認知症地域支援推進員を中心に、認知症施策の推進に努めます。

また、認知症の方への支援にとどまらず、家族に対する支援を行い、認知症施策の普及・啓発を推進していきます。

(7) 在宅医療・介護連携の推進

地域の医療・介護の資源の把握、関係機関との協力等を通じて、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療・介護の連携体制の構築に努めます。

2 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源が連携することができる環境整備が重要です。こうした連携体制を支えるため、地域ケア会議の開催等を通じて、地域の特性に応じたネットワークを構築し、関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携が図られるように努めます。

3 指定介護予防支援事業

介護予防サービス等を適切に利用できるように、介護予防サービス計画を作成します。また、指定居宅介護予防支援事業者に業務の一部を委託する場合は、特定の事業者に偏ることのないように、公正性・中立性を確保した上で事業者の選定を行うとともに、介護予防サービス計画作成等に必要な助言や支援を実施します。

4 介護予防事業

地域の介護予防活動が広く実施され、高齢者等が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるように、介護予防活動の育成・支援を行います。

令和 7 年度 地域ケア会議個別事例検討のまとめ

I. 地域ケア個別会議の目的・機能

- ・高齢者の QOL（生活の質）の向上を目指し、生活行為の課題の解決等、状態の改善に導き自立を促す。
- ・多職種の専門的な視点に基づく助言を通じて、支援関係者のスキルアップを行う。

2. 地域ケア個別会議の実績

- ・実施回数 9 回
- ・個別検討事例 実人数 18 人（個別ケース 5 名、通所 C 13 名）

3. 地域ケア会議での専門職からの主なアドバイス

【運動・活動】

- ・認知症のある対象者に対応する際には、まずその方の状況を的確に把握することが重要である。認知症と一口に言っても、症状の現れ方や程度は人それぞれであるため、通所介護サービスに携わる職員は、個々の状態に応じた対応が求められる。対象者の状況を丁寧に観察し、適切にアセスメントを行うことで、より効果的な支援方法を導き出すことができる。
- ・歩行状態を確認する際には、足の指に踏ん張る力があるかどうか、指先が機能しているかといった点にも注目する必要がある。また、転倒歴がある場合には、どの方向に転倒しやすいかといった傾向も把握しておくことで、予防策や環境調整に役立つ。
- ・対象者が、通所サービスを利用する際に、「その人に役割があるか」という視点を持つことも大切である。自分にできることを通じて他者に喜ばれる経験は、対象者の意欲や自尊心の向上につながる。

【栄養・口腔】

- ・栄養状態に懸念がある対象者に対しては、定期的な体重測定を実施し、その推移を継続的に把握・管理していくことが重要である。
- ・食事による摂取量が十分でない場合には、間食を活用して不足する栄養を補う方法もある。その際には、対象者の状態に応じて食品の種類を工夫・調整しながら対応することが求められる。
- ・口腔を清潔に保つことは誤嚥性肺炎の予防につながるため、歯科受診をして継続的に口腔ケアを実施することが大切である。
- ・アルコール依存の対象者は、長年の習慣を変えることが難しく、助言を受けても実践できるとは限らない。しかし、わずかでも取り組めたことを評価し、寄り添いながら支援を続けることに大きな意義がある。

【社会参加】

- ・短期集中予防サービス（通所 C）を 3 か月利用後は、地域の住民主体の体操やあったかふれあいセンター（お貯筋フライデー）等の社会参加活動に繋げていけるよう、通所 C 利用中から社会資源への繋ぎを関係者が連携した支援が必要である。

4. 個別事例検討から出てきた課題

1. 対象者の家族（兄弟や子どもなど）が近くにいるが、日常的な関わりがない場合が多い。ケアマネジャーが関わる中で、家族が持つ力（対象者に関わる力）を引き出すことが求められる。また、支援者側も家族の力を活用する姿勢が必要である。
2. 施設入所している対象者についても、地域に暮らしている一住民としてとらえることが大切である。施設内での介護サービスだけで完結させず、地域のデイサービスなどを利用できれば、対象者の生活の活性化や新たな気づきにつながる。
3. ケアマネジャーは幅広い視点を持つことが必要であり、対象者の生活実態を把握したうえで、その人にあった介護サービスを組み立てていく視点が重要である。同一事業所の介護サービスに偏りがある場合は、的確なアセスメント能力が求められる。
4. ケアマネジャーが作成したケアプランに対して、通所介護などのサービス提供内容が十分に反映できていない時がある。優先順位を明確にすることで、関わっているスタッフも達成感を感じながら支援に取り組むことができる。
5. 高齢者だけではなく、複合的な課題を抱える家族が増えており、一つの支援機関だけでは対応が困難で、課題が複雑化している。
6. 介護サービスだけにとどまらず、対象者が暮らしている地域の活動にも目を向け、地域とのつながりを持たせる支援が必要である。。
7. 短期集中予防サービス（通所C）卒業後は、利用者の意欲も向上しており、新たな活動につなぐよい機会である。住まいの地域の体操やサロンへの参加に加えて、お貯金フライデー等の介護予防教室やあき元気応援マイレージを活用したボランティア活動への参加を通して、主体的に介護予防を継続できるよう支援が必要である。また、集いへの参加や日常生活における、免許返納世代の移動に関する課題等、住民ニーズに応じて新たな資源の開発や現在ある資源を最大限有効活用できるよう、あったかふれあいセンターコーディネーターや生活支援コーディネーター等と連携した生活支援の体制整備の充実が求められている。

5. 令和7年度の取り組み

1. 認知症初期集中支援チーム員会などの事例を通じて、家族と医療機関・関係機関等へつなげ、支援者の対応力の向上を図る。また、家族介護者教室を開催し、介護方法や関わり方について学ぶ機会を設けることで、家族の対応力を高める。
 2. グループホーム運営推進会議等を通じて、施設側に地域の活動状況などの情報を積極的に提供し、地域と施設がつながりを持てるよう支援する。
 3. 介護支援専門員の資質向上研修（障害・難病などに関する理解促進研修）、事例検討会、地域ケア会議等により、課題分析力やケアマネジメント力の向上を図る。
 4. 地域ケア会議において、通所介護事業所などから検討事例を提供してもらい、介護事業所の視点から見たケアマネジャーとの関わりを検討することで、対象者や家族へのより効果的な支援につなげる。
 5. 複合的な課題に対応するためには、保健・医療・福祉の各分野と連携し、課題を明確にしたうえで適切にアセスメントすることが必要であり、重層的支援体制整備事業における支援会議を通じて、関係機関と連携した切れ目のない支援を実施する。
 6. ケアマネジャーや事業所に「安芸市資源マップ」を配布し、生活支援コーディネーターと連携することで、地域資源や活動状況を共有し、地域とのつながりを強化する。
 7. 短期集中予防型サービス（通所C）卒業後も介護予防に関する取り組みを継続し、身体機能を維持できるように、あつたかふれあいセンターの新規事業「お貯筋フライデー」を活用し、サービス修了者のアフターフォローモードの充実を図ることができるよう関係機関と連携した支援を行う。また、サービス修了者を含めて移動に関する課題については、市が運営する「元気バス」の活用等、あつたかふれあいセンター事業、生活支援体制整備事業と連携して対応を行う。
 8. 認知症の症状の変化に応じて適切で効果的な介護サービスの提供や地域資源の活用ができるよう研修などを通じて介護従事者の資質向上を図る。